

フランスの福祉専門家教育

伊奈川 秀和

(厚生省児童家庭局企画課)

1 はじめに

外国の制度を述べることは、多くの場合困難を伴う作業である。フランスの場合も社会保障制度、とりわけ社会福祉制度を述べる場合においてその感が強い。

困難をもたらす一つの理由は、フランスの社会福祉制度が日本と異なることはもちろん、比較的日本でも知られたイギリスなどのアングロ・サクソン系の制度とは異なる独自の体系を有しているからである。

フランスの社会福祉は、伝統的な社会扶助 (aide sociale) と新しい社会事業 (action sociale) の2つの概念が併存する形で組み立てられている。その点、日本の社会福祉のような包括的な概念は存在しない。しかも、病人、老人、児童等を対象とする社会扶助は、日本の生活保護とは大きく異なり、老人福祉、障害者福祉等も一部とりこんだ内容となっている。他方、社会事業は社会扶助と異なり法律上の規定がないという意味において曖昧な概念である。多少の誤解を覚悟で言えば、社会事業は社会福祉のうち社会扶助を除いた、障害者、老人、

貧困者等社会的弱者を対象にした予防的、積極的な施策である。

フランスの社会福祉の体系を全てここで述べることはできないが、このような異質の制度である以上、それを担う社会福祉専門家のそれぞれの職務も日本とは大いに異なる体系と考えていただきたい。

筆者は本稿を作成するに当たり、諸資料に基づき、できる限り客観的な記述に努めたつもりであるが、現地調査により内容を直接確認することはできていない。したがって、以下の記述においては不適切な点があるかもしれないことを予めおことわりする次第である。

2 フランスの社会福祉専門家の概要

1. 種類

フランスにおいて「les travailleurs sociaux」、 「les professions sociales」などとよばれる社会福祉専門家の範囲に関する明確な定義は存在しないが、一応次のものが挙げられよう。¹⁾

①主として家庭を対象とした職種

- ・ ソーシャルワーカー (assistante de service sociale)
- ・ 家庭経済社会カウンセラー (conseillère en économie sociale familiale)
- ・ 家庭奉仕員 (travailleuse familiale)
- ・ 家事援助員 (aide ménagère)
- ・ 付添人 (auxiliaire de vie)
- ・ 保育ママ (assistante maternelle)
- ・ 社会給付代理人 (délégué à la tutelle aux prestations sociales)
- ・ 夫婦カウンセラー (conseille conjugal)

②教育関係職種

- ・ 特殊教育士 (éducateur spécialisé)
- ・ 教育指導士 (moniteur éducateur)
- ・ 特殊技術教育士 (éducateur technique specialise)
- ・ 医療・心理補助士 (aide medico-psychologique)
- ・ 保母 (éducateur de jeunes enfants)

③社会指導関係の職種

- ・ 指導員 (aminateur)

2. 全体数と推移

社会福祉専門家に係る制度の創設は、ソーシャルワーカー(1932年創設)などを別とすればそれほど古くはなく、1960年代後半から1970年前半にかけてである(表1)。このため社会福祉専門家の数は行政の養成努力も相まって、1970年後半以降大幅に増加した(表2)。

現在の社会福祉専門家の各職種の総数は表3の通りである。これらの職務に従事している者の全てが資格を有しているわけで

はなく(したがって、業務独占ではない)、全体の約20%は無資格者である。なお、無資格者の状況は職種によって異なる。例えば、特殊教育士は12%、教育指導士は39%、医療・心理補助士は39%が無資格者である。²⁾

3. 養成数の推移

社会福祉専門家の絶対数が増加傾向にあることは前述の通りであるが、養成数は、表4の通り、1978年以降、特殊技術教育士及び家庭経済社会カウンセラーを除き全体として減少傾向にある。

社会福祉専門家の各年の養成数は、地方厚生局が需要に応じて算定した適正数に基づき決めることになっており、比較的新しく創設された特殊技術教育士及び家庭経済社会カウンセラー以外は抑制気味に決められていることが、この減少傾向の背景にあると考えられる。実際のところ、この二つの職種を除き、各年の資格取得者数は1978年~1983年に全体として9%減少している(表5参照)。

こうした1974年から1985年の資格取得者数の推移の中で特に目を引くコントラストは、教育指導士の減少傾向と特殊教育士の傾向である。両者は、教育指導士が特殊教育士を補佐する関係にあり、教育指導士の多くが(資格要件において)よりレベルの高い特殊教育士の資格を取得したことから、このような現象が生じたと思われる。

海外の動き

表1 福祉関係の資格一覧

職 種	一般の教育修了後入学する場合				職業活動の後入学する場合				資格の種類
	最低 年齢	学歴要件	試験の種類	教育 年限	最低 年齢	職業活動要件	試験の種類	教育 年限	
医学・心理補助士 (Aide Medico-psy- chologique) 〔1972年〕					18歳	付添婦又は医療心 理補助士としての 訓練	選抜試験 (ただし、 中等普通教育 修了免状、 社会医療関 係職業適性 証明書を有 する場合には 免除。)	2年 間に 240 時間	適性証書
青年の家、文化 センター、スポ ーツクラブ等の 指導員 (Animateur) 〔1975年〕		社会教育指導員適 性証明等		3年		3年間の職業活動 又はアマチュア指 導員としての活動		3年	国家資格
ソーシャルワー カー (Assistante de service sociale) 〔1932年〕		大学入学資格又は それに相当する資 格	選抜試験	3年		最低5年の職業活 動又は主婦体験	選抜試験	3年	国家資格
家庭経済社会カ ウンセラー (Conseiller en Économie Sociale Familiale) 〔1974年〕		大学入学資格+家 事・家計関係高等 技術者免状又は家 庭科教育高等技術 者免状	適性試験	3年		この分野での3年 間の職業活動		1年	資格
保 母 (Éducateur de jeunes enfants) 〔1959年〕		大学入学資格又は それに相当する資 格	選抜試験	2年					
特殊教育士 (Éducateur Spécialisé) 〔1967年〕	大学 入学 資格 の ない 場 合 は 18才	学歴不問	選抜試験	3年		障害者指導士及び 保母資格者以外は 障害者施設での3 年間の職業活動	選抜試験	4年	国家資格
特殊技術教育士 (Éducateur Technique Spécialisé) 〔1967年〕						技術関係大学入学 資格技術者免状、 工業課程修了証書 等+3年間の職業 活動 職業教育修了証書、 職業教育証書等+ 5年間の職業活動 etc.	選抜試験	3年	特殊技術教 育士適性証 書
教育指導士 (Moniteur- Éducateur) 〔1970年〕		①社会医療関係職 業教育免状 ②学歴なし	選抜試験	① 最低 ② 2年	20歳	可能な職業活動	選抜試験 1年	2年	教育指導士 適性証書
家庭奉仕員 (Travailleuse Familiale) 〔1949年〕	試験 の年 の12 /31 に20 歳	中等普通教育修了 免状のレベル		8ヶ 月 + 1年 の 見習					適性証書

表2 1974年～1984年（1月1日現在）の社会福祉専門家の増加率

職 種	増 加 率	増加率		
		1984/74	1974	1984
特殊教育士*		8.8 %	16.700	38.752
教育指導士*		9.9 %	7,350	19.146
保 母		10.0 %	2.200	5.648
ソーシャル ワーカー		3.4 %	22.517	31.526

* 養成中の者及び無資格者

表3 社会福祉専門家の数（1984年1月1日）

職 種	人 数	
主として家庭を対象とした職種		
ソーシャルワーカー	31.526	
家庭経済社会カウンセラー	3.000 *	
	8.597 **	
家庭奉仕員		
教育関係職種		
特殊教育士***	31.051	
特殊技術教育士***	(31%) 3.661	11.841
技術教育士	(69%) 8.180	
保 母 ***	5.648	
教育指導士	16.765	
医療・心理士	6.984	
その他の職種		
老人のための家援助助員****	83.994	
保育ママ	222.000 *****	

* 推計：全国家族手当金庫

** 資料：厚生省社会事業局

*** 無資格者を含む。

**** 資料：被用者全国老齢保険金庫（1983年1月1日）

***** 資料：1983年1月1日現在の県厚生部母子衛生年次報告

海外の動き

表4 1974～1983年の社会福祉専門家養成数

職 種	1974	1975	1976	1977	1978	1979	1980(e)	1981(e)	1982(e)	1983	1983/1978
ソーシャルワーカー	5.529	5.855	5.958	6.145	5.863	6.125	6.000	6.000	5.870	5.745	- 2%
特殊教育士	7.947	8.330	8.606	8.374	8.240	7.986	7.500	7.500	7.600	7.701	- 7%
特殊技術教育士				768	826	948	1.000	1.000	975	955	+16%
教育指導士	3.746	3.610	3.379	3.308	3.188	2.916	2.500	2.500	2.440	2.381	-25%
保 母	2.133	2.271	2.102	2.055	1.965	2.026	2.000	2.000	1.920	1.839	- 7%
家庭経済社会 カウンセラー	300	360	420	470	490	510	560	600	580	* 550	+12%
合 計	19.655	20.426	20.465	21.120	20.572	20.511	19.560	19.600	19.385	19.171	- 7%

* 1984年の養成数（公立+私立）

資料：S.E.S.I.

表5 社会福祉専門家資格取得者数

職 種	1974	1978	1981	1983	1978～1983年の増加率
ソーシャルワーカー	1.471	1.967	1.918	1.903	- 3%
特殊教育士	1.680	2.404	2.210	2.120	-12%
特殊技術教育士	-	206	399	282	+37%
教育指導士	1.400	1.452	1.200	1.069	-26%
保 母	801	937	930	847	-10%
家庭経済社会 カウンセラー	131	298	373	*373	+25%
合 計	5.483	7.264	7.030	6.594	- 9%

* 1984年の資格取得者数（公立+私立）

資料：S.E.S.I.

4. 社会福祉専門家養成コースの状況

1983-1984年度の養成コース数は、仏厚生省の調査によれば、公立が19コース、非営利の私立が217コース、全体で236コースである。1つの養成機関で複数のコースを持つ場合もあり、これを養成機関数で見ると150程度になる。なお、各種養成コースのうち、保母の全て、家庭経済社会カウンセラー、特殊教育士、特殊技術教育士、教育指導士及び医学・心理補助士の大部分は非営利の民間機関によって行われている。

唯一ソーシャルワーカーのみが20%程度公立機関で行われている。

これら236コースの全学生数は20,139人で、1コース当たりの平均学生数は85人となる。ただし、これを職種ごとに詳細に見ると、平均生徒数は特殊教育士の157人から家庭経済社会カウンセラーの20人までかなりのばらつきがある。（表6参照）

伝統的に女性の職場進出が進んでいるフランス社会一般の例にもれず、この分野における女性の学生の割合は75.3%と全体の約4分の3というかなり高い数字になって

いる。ただし、職種間の女性化率のばらつきも大きく、伝統的に女性の仕事とされてきた家庭経済社会カウンセラーの女性化率が99.1%ではほぼ100%に近いのに対して、技術者の性格の強い特殊技術者教育士の場合には20.9%と低い数字になっている。(表7参照)

なお、同じ1983年において、医療関係の専門家の女性化率は87%でより高い数字になっている。

また、各職種の学歴は、表8の通りである。

以下、いくつかの社会福祉専門家を取り上げ、その養成の概要を述べることとする。

表6 1984年1月1日現在の養成コース数と登録学生数

職 種	コース数	学 生 数					1983年の 資格取得 者数	コース当 たりの平 均学生数
		1年	2年	3年	4年	計		
ソーシャルワーカー	52	1,926	1,908	1,857	54	5,745	1,903	110
特殊教育士	49	2,202	2,333	2,427	739	7,701	2,120	157
特殊技術教育士	28	289	363	303	—	955	282	34
教育指導士	39	1,191	1,190	—	—	2,381	1,069	61
医療・心理補助士	30	609	596	—	—	1,205	482	40
保 母	22	951	888	—	—	1,839	847	84
家庭経済社会 カウンセラー	16	313	—	—	—	313	225	20
合 計	236	7,481	7,278	4,587	793	20,139	6,928	85

資料：S.E.S.I

表7 1983年の資格取得者の状況

職 種	1983年の 資格取得 者数	女性の比重		外国人の比重	
		人数	%	人数	%
ソーシャルワーカー	1,903	1,762	92.6	43	2.3
特殊教育士	2,120	1,214	57.3	26	1.2
特殊技術教育士	282	59	20.9	1	0.4
教育指導士	1,069	741	69.3	5	0.5
医療・心理補助士	482	403	83.6	5	1.0
保 母	847	814	96.1	20	2.4
家庭経済社会 カウンセラー	225	223	99.1	—	—
合 計	6,928	5,216	75.3	100	1.4

資料：S.E.S.I

海外の動き

表8 養成コースに入学する際の学生の学歴の状況

職 種	大学入学資格 〔BAC〕	大学入学資格 〔BAC〕	大学入学資格 〔BAC〕	計
	以 下	又は同等	以 上	
ソーシャルワーカー	66	1,560	223	1,849
特殊教育士	557	1,282	227	2,066
特殊技術教育士	270	14	10	294
教育指導士	771	394	38	1,203
医療・心理補助士	483	93	9	585
保 母	60	811	104	975
家庭経済社会 カウンセラー	—	—	313	313
合 計	2,207	4,154	924	7,285

資料：S.E.S.I

3 ソーシャルワーカー (Assistant de Service Sociale)

〔役 割〕

数多い福祉専門家の中で唯一「家族・社会扶助法典」に規定がある職種である。職務に関しては、通知により「個人、家族あるいは集団の肉体的、精神的、経済的及び

道徳的調和を乱す原因を探り、調和を回復するために可能な全ての活動を行う」とことと定義されている。しかしながら、実際の職務は、勤務先のバラエティを反映して多岐に渡っている。

〔職 場〕

地方公共団体、国、非営利社会福祉施設、民間企業、病院（表9）である。

表9 ケース・ワーカーの職場

雇 主	日 付		
	S.E.S.I. 1983年1月1日	Enquete D.A.S. 1974 年末	Sondage【1】 1971年1月1日
国	10	14	13
県	43	29	25
市町村	4	5	11
社会保険機関	23	23	26
公益法人（1901年法の社団）	9	11	16
企 業	7	10	8
計	96	92	99

資料：S.E.S.I

〔養成〕

養成は、厚生大臣指定養成機関で行われ、養成期間は原則3年である。ただし、働きながらの場合には、最高6年まで養成期間を延長することができる。

〔入学資格等〕

大学入学資格（バカロレア）取得者及びそれと同等と認められる者のほか、入学する年の1月1日において年齢25歳以上で、かつ、5年を超える勤務経験（家庭における子育て期間も含む）を有する場合にも学歴に関係なく入学資格が与えられている。

このうち、大学入学資格者については、地方厚生局（県レベルの厚生省の地方支分部局）が筆記試験を行い選抜することになっているのに対して、第2グループの者については各養成機関ごとに試験を行うことになっている。

〔カリキュラム〕

次の通り、授業と実習の2本立てである。

授業：3年間で1,400時間

必修科目（1,200時間）

社会サービスの理論と実践（最低400時間）

社会事業の制度的枠組（最低160時間）

人間関係（ 〃 ）

社会環境（ 〃 ）

社会経済（ 〃 ）

医療・健康教育・社会医療保障（〃）

選択科目：200時間

各学校にて選択。

実習：3年間で最低14月

オリエンテーション実習

：1年目に1～2月

養成実習：最低12月

〔国家資格〕

養成コース終了後、厚生大臣による国家試験合格者に対し、資格が授与される。

試験科目は、次の4種類である。

- ① 課題文書に基づく総合レポート作成（3時間、筆記試験、配点2）
- ② 実習期間中に学んだ社会状況の発表（口述試験、配点3）
- ③ 学校との間で決められたテーマによる実習の記憶の発表（口述試験、配点1）
- ④ 内申点（配点2）

4 家庭社会経済カウンセラー

(Conseiller en Économie Sociale Familiale)

〔役割〕

家庭社会経済カウンセラーは、日常生活に関係する個人、家庭、集団の問題を解決するために次のような活動を行う。

- ・ 衣食住、家計等日常生活に関係する情報の提供
- ・ 新しい生活環境適応のための技術的・实际的援助
- ・ 日常生活に起因する問題解決のための指導
- ・ 家計等に関するアドバイス
- ・ 家事援助員等の養成指導

〔職場〕

家族手当金庫等の社会保障機関、県厚生部、市町村福祉事務所、社会福祉施設、病院等。

〔養成〕

家庭経済社会カウンセラーの養成は、バカロレア（大学入学資格）取得後3年間、公立及び私立の指定養成機関に行われる。

養成は次の2段階に分けて行われる。

- ・ 家庭経済社会上級技術者適性証
（B.T.S.en Economie Sociale Familiale）準備課程（2年間）
- ・ 家庭経済社会カウンセラー資格
（Diplôme en Economie Sociale Familiale）準備課程（1年間）

〔家庭経済社会上級技術者適性証準備課程〕

カリキュラムは次の通り。

①基礎教育

- ・ 物理学
- ・ 生物学
- ・ 心理学及び社会心理学
- ・ 社会学
- ・ 経済学
- ・ 芸術教育

②職業教育

- ・ 家政学
- ・ 生活・職場環境

③社会・経済技術実習

〔家庭経済社会カウンセラー資格準備課程〕

この課程に入るためには、家庭経済社会上級技術者適性証を取得することが必要である。カリキュラムは次の通り。

①基礎教育

- ・ 社会学
- ・ 心理学及び教育学
- ・ 経済学

②職業教育

- ・ 社会福祉活動とその仕組み
- ・ 日常生活に関する家政学

③実習

また、資格取得のための試験は次の通りである。

- ① 日常生活、社会福祉活動等に関する文書に基づく筆記試験
- ② 日常生活、社会福祉活動等に関する問題研究の発表と質疑応答
- ③ 実習レポートの発表と質疑応答

5 家庭奉仕員 (Travailleuse Familiale)

〔役割〕

1974年2月15日の政令は、家庭奉仕員を「母親を助けるため又は母親に代わり家庭において、あるいは、老人、障害者及び重度障害者のそばで家事及び家庭の活動を確保する社会福祉専門家であり、世話をする家庭の調和を維持し、回復することに貢献する」と定義している。言い換えれば、家庭奉仕員は、病気、入院等のため一時的に家事のできない母親の代役を務めること、あるいは、他人の介護を必要とする老人や障害者の日常生活の援助をすることを任務とする。具体的には、こうした援助を必要とする家庭において、料理、育児、家計の管理等を行うこととされている。

この限りにおいて、家庭奉仕員の職務は一部家事援助員 (Aide Ménagère) と重なるものの、家事援助員よりは広範かつ重要な役割を荷うものと位置付けられている。

〔職 場〕

社団法人，家族手当金庫等の社会保障機関，県厚生部等。

〔養 成〕

厚生省が指定する養成機関へ入学するためには，19歳以上という年齢制限を除き特に資格は要求されない。養成期間は8カ月である。なお，養成機関に入学する者の多くは，既に雇主による選抜試験に合格したうえで入学しており，養成終了後に働く職場が入学時に決っている。

〔カリキュラム〕

最初の1カ月は，将来勤務予定の機関で事前研修を受けることになっている。

1カ月の事前研修を除く7カ月のカリキュラムでは，授業と実地研修が交互に組み込まれている。

- 授業：3カ月
1カ月半
- 実習：1カ月 { 半月（産院）
 { 半月（保育所，乳児院等）
1カ月半（家庭）

養成期間中は，実習，グループ討論等による家事に関する技術習得が重視されるが，こうした専門教育に止まらず，家庭生活，衛生，住宅，家計等に関する知識習得のための授業も行われる。

〔家庭奉仕員適性証〕

養成期間修了者には，家庭奉仕員適性証（Certificat de Travailleuse Familiale）の受験資格が与えられる。

資格試験は年2回実施されるが，家庭奉仕員適性取得のためには，この試験に合格することに加え，1年間のフルタイムの勤

務が必要とされている。

6 特殊教育士（Educateur Spécialisé）

〔役 割〕

特殊教育士は，心理士，精神科医，ソーシャルワーカー等の専門家と協力し，身体・精神障害等を有する児童，成人を対象に社会復帰のための教育を行う。

〔職 場〕

社会福祉施設あるいは公立又は民間のサービス機関。

〔養 成〕

養成は，厚生，司法，教育等関係大臣協同指定の養成機関で行われる。ただし，資格は教育大臣から授与される。

養成期間は，原則として3年であるが，働きながらの場合には4年に延長される。

〔入学資格等〕

働きながらの場合とそうでない場合で異なっている。働きながらでない場合には，バカロレア取得者以外は入学の年の9月1日において18歳以上であることが必要である。働きながらの場合には，①3年間の勤務経験を有するか，保母等の資格を有すること，②入学の際教育関係の業務に従事していることが必要である。

入学希望者は各種の適性試験を受けなければならない。ただし，大学入学資格取得者には教養試験が免除されるなどの例外がある。

〔カリキュラム〕

理論，技術教育，実習から成る。

①理論教育（800時間）

- ・生物学・医学（100時間）
- ・心理学（120時間）
- ・社会心理学（60時間）
- ・社会学（60時間）
- ・教育学（200時間）
- ・法律・行政組織（60時間）
- ・不適応の研究（200時間）

②技術教育

- ・指導技術（映画，レコード，物語，遊戯，歌等）
- ・表現技術（デッサン，絵，陶器，ダンス，演劇，織物等）
- ・体操，スポーツ，遊び

③実習（6カ月以上の長期実習1回，2カ月以上の短期実習2回の計3回。

このうち最低1回は，寄宿による実習を行うことになっている。なお，定時制の場合には，勤務をもって長期実習に代えることができるほか，短期実習も1カ月以上の実習に分けて受けることが認められている。）

〔国家資格〕

次の試験合格者に対しては，文部大臣から特殊教育士の国家資格が授与される。

①心理学・教育学に関する筆記試験

（4時間）

②研究報告の発表と質疑応答（30分）

③実習ノート，内申書に基づく口述試験

（30分）

なお，特殊教育士の国家資格については，業務独占は認められておらず，資格がなくとも業務に従事することができる。

7 特殊技術教育士（Educateur Technique Specialese）

〔役 割〕

特殊技術教育士は，教育者兼技術者として未青年の障害者及び不適応者の社会復帰，自立回復を主として技術的側面から支援する。具体的には，適切な教育的，治療的態度及び教育方法を用い，訓練室での訓練を通じて障害児等の動作及び人格の形成，他者との意志疎通，社会・職場復帰を促進する。

〔職 場〕

県の児童福祉施設，その他公立・私立の障害者施設で機能訓練，職業訓練等を目的とするもの。

〔養 成〕

養成は指定養成機関で行われる。養成期間は原則3年であるが，福祉施設で技術教育に従事している者については養成期間の短縮措置がある。また，教師等の有資格者等には教育課程の免除がある。

〔入学資格等〕

指定養成機関が実施する入学試験を受けするためには，基礎的な資格を持つとともに一定期間の勤務経験が必要である。具体的には次の2種類がある。

① 技術員バカロレア，技術員免状等の資格に加え3年間の技術教育関係の勤務経験。

② 職業適性証，職業教育修業免状等の資格に加え5年間の技術教育関係の勤務経験

〔カリキュラム〕

1,030時間にわたって次の6分野の教育が行われる。

- ① 人格形成及び表現能力の発達（約150時間）
- ② 政治及び行政制度（約180時間）
- ③ 不適應の研究（約150時間）
- ④ 特殊教育活動の目的及び方法（方法論）（約150時間）
- ⑤ 特殊技術教育のための心理・教育的活動（約400時間）
 - ・3週間の実習（何日かに分けること可）
 - ・教育方法論
- ⑥ 就職問題
〔適性証〕

養成修了により、教育大臣授与の「特殊技術教育職適性証（Certificat d' Aptitude aux Fonctions d' Educateur Technique Spécialisé）」の受験資格が与えられる。

試験は次の4種類から成る。

- ① 障害等に関する文書に基づくレポートの作成（3時間）
- ② 特殊技術教育に係る体験に関して作成した選考論文の発表（30～40分）
- ③ 試験官との面接（15～30分）
- ④ 受験者の勤務する施設等における勤務評価

8 教育指導士 (Moniteur Educateur)

〔役 割〕

教育指導士は、身体、精神等に障害を有する児童、成人の教育、指導を行う。職務

は基本的に特殊教育士の補助、代理である。

〔職 場〕

職場も基本的に特殊教育士と同じ公立及び私立の社会福祉、行政機関等である。

〔養 成〕

養成は、文部・厚生・青少年スポーツ省共管の指定養成機関で行われ、養成期間は2年間である。また、養成に当たっては、全日制（一般教育修了後直接入学する場合）のコースと定時制（働きながらの場合）のコースの2種類がある。

なお、医療・福祉関係の職業教育修業免状（B.E.P）を取得している場合には、修業年限が1年に短縮される。

〔入学資格等〕

全日制の場合には、入学時18歳以上（医療・福祉関係の職業教育修業免状を有する者については17歳以上）であること及び医療、福祉関係職業教育修業免状を有することが要求される。定時制の場合には、障害児教育関係の職務についていること、及び雇主の許可が必要である。

各養成機関で実施される入学試験は、教養試験と人物試験の二本立てである。このうち教養試験は、職業教育免状取得者に対しては免除されることになっている。

〔カリキュラム〕

理論・技術教育、実習等から成る。

①理論・技術教育

- ・文化一般（75時間）
- ・心理学・教育学（150時間）
- ・衛生学（50時間）
- ・法律学（25時間）
- ・技術教育……劇、ダンス、体育、物語

海外の動き

絵，遊戯，歌，しつけ等

並行して2年間にわたって行われる。

②実技

- ・表現方法の取得・訓練
- ・事例研究

③施設訪問・短期実習（1カ月以内）

- ### ④実習（最低2回に分けて7カ月。このうち1回は2カ月以上の寄宿実習。なお，定時制の学生については，1回分の実習を現在の勤務で代えることができる。）

〔適性証〕

次の試験合格者に対しては，文部大臣から教育指導士の適性証が交付される。

- ①具体的事例に関する質問から成る筆記試験
- ②教育指導士が直面する教育問題についての口述試験
- ③教育指導士が直面する生活，衛生，健康教育についての口述試験
- ④内申書，実習ノート，実習レポートに基づく口述試験

9 医学・心理補助士 (Aide Médico-Psychologique)

〔役割〕

医学・心理補助士は，重度の身体障害，心身障害を有する児童，成人の介護を行うことを任務とする。具体的には，日常生活の動作に補助が必要なこれら障害者の着替え，食事，散歩，簡単な遊び等の援助を行う。

〔養成〕

厚生大臣指定養成機関において，勤務と

〔入学資格〕

18歳以上であること。学歴については，特に要件にはなっていないが，教育制度でいう第三学級（中学校卒業）程度の学力が必要である。

〔カリキュラム〕

1. 授業：医学・心理補助士の役割と責任
技術的言葉及び手段
医学・衛生学入門
健康児の心理学
不適応児童一般
不適応児童と法律
子供に関する精神病の知識
職業倫理
一般教育及び特殊教育
日常生活に関する教育
教育上の技術
機能訓練法

2. 実習

〔医学・心理補助士適性証〕

試験合格者に対して，医学・心理補助士適性証 (Certificat d' Aptitude aux Fonctions d' Aide Médico-Psychologique) が与えられる。

試験は次の3種類から成り，60点以上が合格となっている。

- ① a) 筆記試験 (各10点)
授業科目に関する試験
特殊心理・教育に関する知識及び経験
- b) 口述試験 (20点)
- ② a) 実習記録研究 (20点)
- b) 実習記録に関する質疑応答 (20点)

③養成期間中の実技に関するノートの評価
(20点)

参考文献

- 1) A. Thévenet, J. Désigaux, "Les travailleurs sociaux" (Que sais-je 7), Presse Universitaires de France, 1985
- 2) D. Foulon, "Les effectives des

professions sociales éducatives ont plus que double en 10 ans..." (Solidarité Santé Etudes Statistiques, no.2, 1987. Mars Avril)

- 3) "La Formation aux Professions Sociales" (Solidarité Santé Etudes Statistiques, no 1, 1986, Janvier Février)
- 4) 厚生省社会事業局作成資料等